

○渡邊介護保険データ分析室長 定刻になりましたので、第40回「社会保障審議会介護給付費分科会介護事業経営調査委員会」を開会させていただきます。

委員の先生方におかれましては、お忙しい中、御出席賜りまして、誠にありがとうございます。

本日は、これまでと同様、オンライン会議システムを活用しての実施とさせていただきます。

また、傍聴席等は設けず、動画配信システムでのライブ配信により一般公開する形としております。

初めに、本日の委員の出席状況ですが、全ての委員に御出席いただいております。

次に、事務局に異動がありましたので、御紹介させていただきます。

総務課長の江口満です。本日は公務のため欠席でございます。

総括調整官の村中秀行です。

介護保険計画課長の大竹雄二です。本日は公務のため欠席です。

認知症施策・地域介護推進課長の吉田慎です。

認知症総合戦略企画官の遠坂佳将です。

老人保健課長の堀裕行です。

最後に、私、介護保険データ分析室長の渡邊周介でございます。

それでは、議事に入る前に、お手元の資料の確認とオンライン会議の運営方法の確認をさせていただきます。

まず、資料の確認を行います。事前に電子媒体でお送りしております資料を御覧いただければと思います。同様の資料を当省ホームページに掲載しております。まず、議事次第と委員名簿がございます。次に、令和7年度介護事業経営概況調査の実施についての資料として、資料1及び参考資料1を掲載しております。資料1は6種類、参考資料1は5種類ございます。資料の不足等がございましたら、恐縮ですが、ホームページからダウンロードいただくなどの御対応をお願いいたします。

次に、会議の運営方法でございます。オンラインにて出席の委員の皆様におかれましては、会議の進行中は基本的にマイクをミュートにいただき、御発言される際にはZoomツールバーのリアクションから「手を挙げる」をクリック、田辺委員長の御指名を受けてから、マイクのミュートを解除して御発言いただくよう、お願いいたします。御発言が終わりました後は、ツールバーのリアクションから「手を降ろす」をクリックいただき、再度マイクをミュートにさせていただきますよう、お願いいたします。

では、以降の進行は田辺委員長をお願いいたします。

○田辺委員長 それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

本日は「令和7年度介護事業経営概況調査の実施について」の議論を行いたいと思いま

す。

事務局におかれましては、資料説明を簡潔に行っていただくとともに、各委員におかれましても、御発言は論点に沿って簡潔に行っていただきますよう、御協力をお願いいたします。それでは、事務局より説明をお願いいたします。

では、よろしくお願いします。

○説明者 それでは、令和7年度介護事業経営概況調査の実施案について御説明いたします。

まずは資料1の「令和7年度介護事業経営概況調査の実施について（案）」を御覧いただければと思います。

まず「1 調査の目的」ですが、介護事業経営概況調査は、各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的としております。

「2 調査時期及び公表時期」についてですが、本調査は本年5月の実施を予定しております。5月に調査票を配付しまして、令和5年度と令和6年度の決算額を調査することとしております。それによって令和6年度介護報酬改定の前後2年分の収支状況を把握することとしております。

公表時期につきましては、通常、実施した年の12月頃に公表しておりまして、今回の調査結果についても本年の12月頃を予定しております。

「3 調査対象等」でございますけれども、調査対象サービスは、全ての介護保険サービスを対象に実施することとしております。

抽出方法については、前回の調査と同様、サービスごとに地域区分別、利用者数の階級別などに層を設定しまして、各層の中で無作為抽出を行う層化無作為抽出法によることとしております。

抽出率については8ページを御覧いただければと思います。前回の調査と同様の精度を確保できるよう抽出率を設定しておりまして、基本的には前回の令和4年度調査と同じ抽出率としております。1点だけ、訪問介護については、事業所の規模が大きいこと、また、前回調査における有効回答率を踏まえ、25分の1から20分の1に変更しております。

1ページに戻りまして、調査項目についてですけれども、こちらについてもこれまでと同様、収支の状況とともにサービス提供の状況や居室・設備等の状況などについて調査することとしております。

続きまして、2ページを御覧いただければと思います。

「4 調査の基本方針」についてですが、まず「（1）調査票について」でございます。調査票につきましては、各サービスの収支を漏れなく取得することができるよう、令和5年度の経営実態調査の調査票を基本としつつ、必要な見直しを行うこととしております。見直した点については、資料の中で赤字で記載しております。

今回の見直しの中で追加する項目としては大きく2つあります。まず1点目についてで

すけれども、「訪問系サービスにおける訪問状況に関する項目」となります。訪問系サービスについて、訪問サービスの提供実態を踏まえたより詳細な分析を試みるため、訪問先の状況ですとか訪問に係る移動手段、移動時間といったものを把握するための調査項目を追加することとしてはどうかと考えております。

2点目につきましては、「介護テクノロジーの導入状況に関する項目」になります。現在、介護現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることによって、職員の離職防止や職場定着を推進するために、介護ロボットやICT等の導入などを支援しているところでありまして、その導入状況ですとかランニングコストにかかる費用を把握するための調査項目を追加してはどうかと考えております。

次に、「特別損益に関する項目」については、令和5年度の経営実態調査において、特別利益の実態を把握する観点から、その内訳として「本部会計からの繰入額」についての項目を追加したところでございます。また、特別損失についても、「本部会計への繰入額」について、本来、収支差率に反映すべきでない「他の事業のための費用」などを除外するため、役員報酬ですとか退職金手当等の法人本部の運営費に限って記入するよう明記するとともに、「本部会計への繰入額」を把握できていない事業所も一定程度あることから、按分するための指標としての項目を追加したところであります。こちらについて、今回の令和7年度概況調査においてもこれらの内容を反映することとしております。

次に、「(2)回収率及び有効回答率の確保策」についてでございます。

経営実態調査及び経営概況調査の有効回答率については、3ページに参考として記載しておりますけれども、5割を若干下回っているような状況でございます。このため、回収率及び有効回答率の向上が課題でありまして、ここに書かれている取組を実施することを考えております。

まず1点目が「既存情報の活用」についてということで、これまでの調査と同様、介護保険総合データベースを活用することで、全国の施設・事業所の直近の活動状況を把握できることから、休止している施設ですとか廃止している施設・事業所への調査票の配付を減らすことが可能となりますので、今回も引き続き実施していきたいと考えております。

次に、「マル2 建物の状況や面積等のプレプリント対応」についてでございます。これまでの調査で調査対象となり、回答いただいている施設・事業所については、それらのデータがありますので、記入者負担の考慮という観点から、変わる可能性が低い建物の面積ですとか状況などを事前に調査票にプレプリントする対応を引き続き実施したいと考えております。

次に、「マル3 オンライン調査の促進」についてでございます。電子調査票は返送期間がありませんので、集計作業の期間を短縮できることから、電子調査票での回答期限については、通常の紙の調査票よりも1週間程度延ばしているところでございます。引き続き、オンライン調査の積極的な活用を施設・事業所に推奨していくとともに、電子調査票での回答の利便性を高めることによって、記入者負担の軽減を図っていきたいと考えてお

ります。

次に、「マル4 一括送付の仕組み」についてでございます。法人本部が関与することによって回収率や記載内容の正確性が向上していきますので、令和5年度経営実態調査において、希望する法人については、法人本部に対して法人の中の調査対象となった施設・事業所の調査票を一括で送付する対応を行ったところであります。令和7年度の概況調査においても、引き続きこの一括送付の仕組みを活用していきたいと考えております。

次に、「マル5 調査項目の簡素化」についてでございます。回収率及び有効回答率の向上に当たっては、調査票への回答のハードルを低くすることが重要ですので、必要なデータは取得しつつ、できるだけ簡素な調査票とすることが重要と考えております。令和5年度経営実態調査において、代替による簡素化が可能と考えられる按分指標に関する調査項目の削減を行ったところでして、令和7年度の概況調査においてもこちらを反映していきたいと考えております。具体的には、送迎の延べ回数ですとか食事の延べ提供回数などについて按分指標として活用するため調査をしておりましたが、それらの項目について外しているところです。

また、今回の変更点になりますけれども、新型コロナウイルス感染症の影響に関する項目及び財務活動等による支出の項目について、現時点ではこの調査で把握する必要性が必ずしも高くはない項目について、今回の調査では外してはどうかと考えております。

最後に、「マル6 その他」ですけれども、これも前回からの引き続きの対応としまして、調査票発送時にアンケートを同封するとともに、調査票の提出意欲を起こさせるため、電子調査票に所定の項目を入力すると経営分析の参考となる指標が得られる計算式を組み込む取組を今回も実施していきたいと思っております。

4 ページ目以降に「具体的な調査項目」として、介護老人福祉施設票の例をまとめております。「今回調査」の欄における二重丸のものが今回新たに追加する項目となっており、バーにしているところが今回の調査で外してはどうかと考えている項目になります。

先ほど御説明させていただいた「介護テクノロジーの導入状況」については、「(1) 施設の概要」のところに追加してはどうかと考えております。

また、訪問系サービスにおける訪問状況についてですけれども、こちらは居宅サービスの調査票の中の施設の概要のサービス提供の状況の中に追加してはどうかと考えております。後ほど調査票で説明をさせていただければと思います。

5 ページですけれども、「(4) 収支等の状況」の「マル1 事業収入等」の補助金収入の内訳として、これまでコロナ関連の補助金を受けている場合にはその金額を記載してもらってございましたけれども、こちらも今回落としてはどうかと考えております。

また、「マル2 拠点区分間繰入金による支出」について、設備ですとか長期運営資金の借入金の元金償還金の項目も今回の調査票から落としてはどうかと考えております。

飛びまして7 ページになりますけれども、こちらには介護テクノロジーのランニングコストにかかる費用について、サービス活動費用の合計の内数として、リース料などを含め

た保守点検に係る費用を記載する欄を設けさせていただいております。

以上が資料1についての説明になります。

資料1-1以降はそれぞれの調査票になります。資料1-1から1-5の5種類となっておりますけれども、資料1-1が介護老人福祉施設、資料1-2が介護老人保健施設、資料1-3が介護医療院、資料1-4と資料1-5は居宅サービス向けの調査票となっております。

資料1-4と1-5ですけれども、調査対象となった事業所に調査票を送付する際、「調査対象サービス名」と表示している部分に訪問介護ですとか通所介護といった具体的なサービス名を印刷して送付することとしております。

調査票の内容につきましては、時間の関係もありますのでポイントを絞って説明させていただければと思います。まず資料1-4の「居宅サービス・地域密着型サービス事業所票（福祉関係）」と書かれているものに今回の調査項目の見直し内容が網羅されていますので、こちらで説明をさせていただければと思います。調査票の中の赤字部分が令和4年度概況調査の調査票からの主な修正点となっております。

まず、2ページ目では、会計の区分状況として、調査対象サービスの費用が区分できるかどうか、つまり当該サービスの単独会計なのか、他のサービスも含めた一体会計なのかについて、確認のため聞いていく項目になっております。

4ページ目から11ページ目については、調査対象サービスの利用実績を記入いただくものになっております。3ページに、4ページ以降の調査対象サービスの項目を印刷して各施設・事業所には送付することとしております。

4ページ目は訪問介護の例でございますけれども、利用実績について記載いただくものです。先ほど少し御説明させていただきましたけれども、訪問系サービスについては、延べ訪問回数におけるサービス付高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームが占める割合ですとか、訪問に当たっての移動手段や移動時間について選択をしていただく項目を追加しております。

5ページ目以降、訪問入浴介護ですとか定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの訪問系サービスに同じような項目を追加しております。

12ページに飛びますけれども、こちらについては介護テクノロジーの導入状況としてどのような支援機器を導入しているか選択いただくものになっております。

13ページ目については、調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスの状況を記入していただきます。こちらについては令和5年度経営実態調査に合わせる変更となっております、様式が変わったのみとなっております。

14ページについては、建物の状況について記入いただく項目になっております。

15ページは、職員の給与などを記入していただくところになっております。

13ページから15ページまでは、一体会計となっている場合の費用按分にも用いることとしております。

16ページ以降は決算の状況を記入していただくもので、16ページから17ページについては収入について、18ページ以降については支出について記入していただく項目になっております。

17ページですが、補助金収入について、コロナ関連の補助金収入を記入する項目は削除しており、令和5年度経営実態調査に合わせる修正も行っております。

問4の(2)についても令和5年度経営実態調査に合わせる修正を行っておりますけれども、法人本部における拠点区分間繰入金支出を記入していただくこととしております。なお、もうこの調査票からは消えておりますけれども、財務活動等による支出ということで、設備資金の借入金償還金ですとか長期運営資金の借入金償還金についての支出を記入する項目は外してあります。

19ページですけれども、こちらでは新たに介護テクノロジーの保守点検等にかかる費用を記入いただく欄を追加しております。

また、ほかの部分については令和5年度経営実態調査に合わせる修正をしております。支出については、調査対象サービスにおいて使用している会計基準に応じて、それぞれ該当するページに記入していただくこととしております。

その他のサービスの調査票についても同様に修正を行っておりますので、説明は割愛させていただきます。

最後になりますけれども、この調査は政府統計として実施することになりますので、委員会において調査の企画案について承認をいただいた後、総務大臣の審査・承認を受ける必要がありますので、この審査の過程で変更があり得ることをあらかじめ御了承いただければと思います。

事務局からの説明は以上になります。

○田辺委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました事項について、御意見、御質問等ございましたらよろしくお願いいたします。

では、松本委員、よろしくお願いします。

○松本委員 御説明いただきましてありがとうございました。

訪問介護に関してですが、現在、私どものお客様の2023年度の決算の集計結果について分析・集計を進めておりますと、介護事業の集計結果、特養などの施設系とか通所介護においては、サービス活動増減差額比率でありますとか赤字割合はやや改善しております。

その背景には、恐らく2023年度の電気料金等の激変緩和対策事業などで経費率が減少しているということがあるのではないかと思いますのですが、訪問介護については横ばい、サービス活動増減差額比率は数字的にはやや良化はしている一方、赤字割合は増加していますので、運営のやり方によって差が出ているのかなと考えているところです。

2024年度の介護報酬改定で、同一建物に対するサービスの減算対象の拡大がございましたが、経営状況については、サービス提供回数が多くて、1回当たりのサービス提供時間

が短い事業所さんというのは利益率が高くなっております。同一建物減算があっても、短時間でサービスを多く提供するほうが良好な数値が出ているということです。、そういった意味では、今回新たに追加で確認いただくサ高住等のサービスが占める割合や訪問時間、移動時間、もちろん項目が十分かどうかというところはあるかもしれませんが、重要な視点を入れていただいたのだらうなと思っております。

一方、類型別の延べ訪問回数とか訪問時間は削除されています。訪問介護のサービスを検証するにあたり、短時間のサービスが回数多く行われているかどうかを確認することは重要な視点だと思っています。そこで御質問なのですが、今回削除されることとなった理由があれば教えていただきたいと思います。

○田辺委員長　いかがでございましょう。

○説明者　今回、延べ訪問回数については、調査票の中でまだ残していたと思います。調査票の4ページ目になりますけれども、訪問介護について、実利用者数だけでなく延べ訪問回数については引き続き取るようにしております。

先ほど説明の中で少し言い間違えそうになったのですけれども、今回削除する項目としては、食事の延べ提供回数ですとか送迎の延べ回数について削除することとしておりまして、これら2つの項目については、令和5年度の経営実態調査のときに既に削除しておりまして、それに並ぶ削除ということにしております。

また、削除した理由としましては、記入者負担に考慮しまして、それら2つの項目がなくても、別の按分指標を用いて適切な按分が可能ということが分かりましたので、その2つについては今回も引き続き削除させていただいたところになります。

以上です。

○田辺委員長　松本委員、よろしゅうございますか。

○松本委員　ありがとうございます。

ちょっと勘違いがあったのは確かなのですけれども、ほかの按分項目で把握ができるというのは、具体的にはどの部分でできるのでしょうか。

○説明者　それ以外の按分項目としては、それこそ利用者数あるいは職員の人数といったところの別の按分指標を用いて経費の按分が可能だということが分かりましたので、そういった項目を使って按分をすることとしております。

○松本委員　そうしますと提供されているサービスの時間別の回数とかは分かるのでしょうか。

○説明者　提供されているサービスの時間というところまでは、これまでの調査でもなかなか把握はしきれていないところなのかなと思います。

○松本委員　実態調査のほうでなくなった項目は、類型別に回数と時間を確認するような形になっていましたので、短時間のサービスが多いのか少ないのかというのは把握できるようになっていたかと思います。そこはそんなに重要性がないという御判断になったということでしょうか。

○説明者 令和5年度の経営実態調査で短時間サービスをどのように分析していたかというのは、後ほど確認をしたいと思います。

○松本委員 私も議論の当時いたはずですが、記憶が曖昧になっていて申し訳ございませんでした。

どのような形で経営のスタイルをされているかというところは確認が必要だと思います。今回入れていただいた項目に関してはクロス集計等もされると思いますので、数値の把握に努めていただきたいと思うのと、設問が回答するのに少し難しいかなというところもありますので、記載要領等でその辺りはフォローしていただければと思います。

ありがとうございます。

○田辺委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょう。

堀田委員、よろしくお願いします。

○堀田委員 ありがとうございます。

今もお話がありました訪問介護についてです。松本委員も御指摘くださいましたけれども、訪問時間についても分析ができるようにしておいたほうがよいのではないかなというのが1点目です。

あと2つですけれども、資料1－4の今お出しくださっていた4ページのところで、追加いただいている中の移動時間なのですが、もしかしたら全体として訪問介護員の労働時間については聞いていなかったかもしれないのですけれども、3つ目、平均で何分ぐらいと丸をつけていただくのがうまくいくだろうかというような感じがあって、総労働時間と総移動時間と書いていただくことも、もしかしたら検討の余地があるのではないかなと思いました。より移動の実態を把握するということで、適したほうで御検討いただければなと思います。

もう一点が同じ資料の12ページのテクノロジーに関わる項目なのですが、令和4年度だったと思いますが、訪問介護の事業所でのテクノロジーの活用について、改定検証調査でも調査は行われていたかなと思うのですが、前提としては、その段階では直接業務でテクノロジーを活用しているところは6%とごく僅かだったと思うのです。ですので、ずらっと並んでいますが、多くは間接業務ではなくて直接業務に関わるところであまりなじみがない場合もあるなと思いますので、記入要領のほうで具体的な中身が分かるようにというような観点とともに、6が恐らく間接業務に当たるのだと思うのですけれども、間接業務については令和4年度の段階でも物によっては4～5割とか使っているものもありましたので、6の選択肢を前に出すとか、記入要領で具体的なイメージが湧くようにというところと、それでもほぼ直接ケアに関わる業務では使われていないというところからすると、6に目がちゃんと行くようにといいますか、選択肢の順番も考慮いただいてもいいのかなと思いました。

その調査のときにも、利用者さんの台帳とかいうものでも、業務効率化のアプリみたい

なものですら半数以下みたいなところがありましたので、この粒度で把握するということで訪問介護についていいのか、調査の意図によるのだと思いますけれども、全体として令和4年度段階でも調査された現状を踏まえた選択肢の順番、それから記入要領の説明の仕方、粒度というところを御検討いただいてもよいのではと思いました。

以上です。

○田辺委員長 ありがとうございます。

事務局、何かコメントございますか。

○説明者 いただいた御意見を踏まえて、少し調査票のほうを検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○田辺委員長 ほかはいかがでございましょう。

では、泉委員、よろしくお願いします。

○泉委員 私からは、削除項目にありました設備資金借入金の返済による支出と長期運営資金借入金の返済による支出の2つの項目の削除についてコメントをさせていただきます。

これらの項目の削除について、私自身、異論はございません。調査の目的が、介護保険制度の改正や介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることだとすると、単年度の経営の収支状況で十分であると思います。この2項目はキャッシュ・フローに関する項目なのですが、本調査では、安全性の観点の調査の必要性は低いのではないかと私自身は理解しております。

仮に安全性の調査をする必要があるとした場合で、この2項目だけ抽出して調査するというのは、網羅性の観点でも不十分ですし、貸借対照表が必要になってくるというようなことを考えると、調査する意義は低いものと理解しております。ですので、この2項目について落とされることに関して、特に異論はございません。

私からは以上になります。

○田辺委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょう。

では、もう一回、松本委員、よろしくお願いします。

○松本委員 私も今の泉委員の意見には賛成で、この2項目の数値を把握して検証するのであればもう少し、詳細な財務情報を把握しないと実態がわからないと思っています。財務情報は個別性が高い項目になりますので、借入金の多寡、期間などによって左右される項目です。現状では一部しか確認していないということになります。介護サービス事業者経営情報データベースシステムなどでも財務情報は確認をしていない項目ではありますので、確かに重要性は高い部分もありますが、確認をしていないほかのサービスとの公平性であるとか、本当にキャッシュ・フローが回っているかどうか、設備投資の時期、返済条件に結果が左右されるということを考えますと、この2項目を平均値で確認したとしても、正確な情報の把握にはならないのかなと考えますので、削除される方向に賛成ではありません。

ただ、記載内容の回収率の向上につながる話なのではすけれども、この2点をやめたからといって必ずしも回収率の向上にはつながらないのではとも思っています。様々な観点で回収率の向上に向けて取組をしていただいておりますけれども、アイデアレベルで恐縮ですが、例えば業務を委託される際に回収率の目標値を定めるとか、督促の強化に関してもう少し予算をつけていただくなど検討いただければと思います。あと介護サービス事業者経営情報データベースシステムと連携をして、もちろん調査の項目の粒度が全く違いますので使えないかもしれませんが、一部を除いて悉皆調査になりますので、データベースシステムへ提出されたデータは、そちらのデータを流用できるようにするとか、そういった取組も必要なのではないかなと思います。

以上でございます。コメントでございます。

○田辺委員長 ありがとうございます。

この点、何かコメントはございますか。基本的にはこっちでいこうということではあるのだろうと思います。

○説明者 非常に貴重な意見、あと専門的な視点から御意見いただきまして、ありがとうございます。引き続き、回収率や有効回答率が上がっていくように、いろいろ検討していきたいと思います。

○田辺委員長 ほかはいかがでございましょう。よろしゅうございますか。

私のほうから若干のコメントですけれども、今回の調査は、改定前と改定後と比較するという点では、非常に重要な調査になるのだろうなと思っております。それをどのようにきちんと実態を把握できるようにするのかというので、設計に関してはいろいろ知恵を出していただいたところでございます。

それから、全体の介護給付費分科会でも特に訪問系のマイナス改定をやりましたので、そこに対する関心が非常に高いと。かつ、その中でも意見として、横のところに訪問しているだけということと、個別の御家庭まで行っているところとは大分違うのではないかな。それが収支の部分にも出ていて、改定の際には一体した数字を使ってしまいましたので、それに対する御批判をかなり受けたところで、今回の調査によってその部分はある程度見えるようにはなっているのだろうと感じているところでございます。

新たに加えましたICTのところも、確かに利用率が現段階においてはそんなに高くはないのだろうという気はしているのですけれども、ただ、生産性向上とかいうところを言われたときに、ICTが唯一の光とは申し上げませんが、その部分が若干ありますし、政府全体でもそこを推し進めているところなので、それをきちんと把握しておくのは必要な作業なのかなと思った次第でございます。

これだけ言うておいてすごく基本的なことをお聞きしたいのですが、例えば医療のほうですと公認会計士にぶん投げている、税理士かなんかにぶん投げているところが多いと思うのです。今回のこちらのほうを見ると、会計のほうの情報だけではなく、実態どのように経営しているのというところも入っていますので、調査票を投げて実際の事業所の方々

が受け取ったときに、どっちがどのくらい書いているというめどとかがあったらお教え願いたいと思うのです。例えば施設系だとある程度投げることは可能なような気もしないでもないのですけれども、訪問系だとこれを全部自分の作業でやるとなると大分受け止め方が違うような気もいたしますので、そこら辺、この調査に関する対応はどんな感じなのかなというのをちょっとお聞かせいただければ幸いです。

2 番目は、回収率向上というのは、全ての手を使って回収率を上げたいと恐らく皆様方も、それから私なども思っているところではございますが、なかなか上がらないというのもまた他方での実態かと思いますので、特に今、恐らくかなりの部分はオンラインで調査して、オンラインで返ってくる。そのほうが先方の負担も減りますし、こっちも処理の仕方が受け取った後やりやすいと思うのですけれども、それが回収率にどのような形で影響するのかというところの見立てみたいなのがあったらお聞かせ願いたいと思います。

以上、2 点ほど、基本的な御質問で申し訳ございませんけれども、申し上げた次第です。
○説明者 まず1 点目、介護の場合ですと実際に調査票の作業をするのはどういった方かということかと思うのですけれども、その詳細はあまり実態を把握はしておりませんが、恐らく大きな法人とかであれば、法人本部のほうとかも、要は事務局の体制も結構しっかりしているのかなと思っているの、会計士さんとか税理士さんとかふだん付き合いのある方がいれば割とお願いしている部分もあるかなとは思っているのですが、小さい事業所だとなかなかそこまでお願いする体力があるかどうかは不明な部分もありますので、割と自分たちの事業所の事務の職員さんとかが書いていたりするのかとは思っているところです。

2 点目のオンラインの関係ですけれども、令和 5 年度の経営実態調査の結果を見ますと、3 分の 2 くらいがオンラインで調査票をダウンロードしているような形になっております。ダウンロードした 3 分の 2 の事業所からの提出率は 75% くらいですので、全体の回収率が 5 割をちょっと切っているということを考えると、やはりオンラインですと相当高い回収率が見込めるかなと思っているところです。

○田辺委員長 ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょう。よろしゅうございますでしょうか。

では、本日の議題につきましては、若干回答の順番は変える可能性はございますけれども、質問項目に関しましては、本日提示させていただいた内容で当委員会といたしましては了承して、後日開催される介護給付費分科会のほうに報告させていただくということでよろしゅうございますでしょうか。

(委員首肯)

○田辺委員長 ありがとうございます。

いろいろ御示唆、それから特に今回削除した項目に関して、専門的な観点から大丈夫ではないかという御回答をいただいたところなので、これを分科会のほうに御提示してまいりたいと思います。

それでは、選択肢の入替え等々は裁量をこちらのほうに一任していただきまして、それ

以外のところではもうこれでいいということで、対応したいと存じます。

では、本日の審議はここまでにしたいと存じます。

最後に、次回の予定に関しまして、事務局より説明をお願いいたします。

○渡邊介護保険データ分析室長 次回の日程につきましては、事務局から追って御連絡させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○田辺委員長 それでは、本日はこれで閉会いたします。

お忙しいところ、御参集賜りまして、ありがとうございました。

それでは、閉会いたします。